

倉真地区まちづくり協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、倉真地区まちづくり協議会（以下「本会」）という。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、掛川市倉真3808番地の1 倉真地域生涯学習センター内に置く。

（目的）

第3条 本会は、掛川市協働によるまちづくりの推進に関する条例に基づく地区組織として、住み良い環境づくり、地域の活性化を目指したまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（構成組織）

第4条 本会は、倉真地区の自治会をはじめとした地域団体及び住民グループ、地域の機関及び地域の企業等により組織する。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）倉真地区まちづくり計画の策定
- （2）まちづくり計画の実現に向けた協働事業の推進
- （3）各種地域団体等の活動の総合調整

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）理事 15名以内
- （4）事務局長 1名
- （5）監事 2名

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、本会の運営を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、本会の事業達成のための企画運営にあたる。

4 事務局長は、本会の事務及び会計を総括する。

5 監事は、本会の庶務会計を監査する。

(役員を選任)

第8条 会長は、区長会会長がこれを務める。

2 副会長は、区長会副会長及びまちづくり委員長がこれを務める。

3 理事は、各区区長、地区福祉協議会会長、地域生涯学習センター長、まちづくり委員会委員長・副委員長、財産区議長、農業委員、民生児童委員、農協理事により構成し、総会において選任する。

4 事務局長は、地域生涯学習センター長がこれを務める。

5 監事は、本会の役員以外の構成員から総会において選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 団体等からの役職者については、当該団体等の役職任期の期間とする。

(総会)

第10条 総会は、構成団体等から選出された代議員をもって構成する。代議員の定数は60人以内とし、別表に定められた者を持って充てる。

2 総会は、会長が招集し、事業計画、予算、決算をはじめ本会の重要事項を審議する。

3 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって決する。

4 総会の議長は、代議員の中から選出する。

5 総会は、公開を原則とする。

(理事会)

第11条 理事会は、会長が招集し、本会の企画運営にあたる。

2 理事会の議長は、会長が務める。

(部会)

第12条 本会の事業を推進するため、本会に部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り定める。

(経費)

第13条 本会の経費は、市の交付金及び補助金、地区助成金、その他の収入をもつて充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第15条 この規約の改廃は、総会の議決を経て行う。

附則 この規約は、平成27年11月29日から施行する。

別表

団体・役職等	代議員数	団体・役職等	代議員数
各区副区長、会計	14人	民生児童委員	2
専任自主防災会長	2	主任児童委員	1
地域生涯学習センター各部長 含む 交通安全協会分会長 食育推進協議会代表 保健委員代表 小学校PTA代表	6	消防団分団長	1
		倉真報徳社代表	1
		部農会代表	1
		鳥獣被害対策協議会代表	1
		NPO 法人時ノ寿の森クラブ代表	1
まちづくり委員会各部長 含む 子育て支援施設代表 学童保育所代表	6	地区内企業の代表	2
		各区シニアクラブ代表	2
		各区祭青年代表	6
中学校PTA代表	1	各スポーツ少年団代表	2
幼稚園PTA代表	1	その他理事会が認める団体等	

(計50人+α)